

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について

非常信号用具の取付位置規定の見直し

1. 背景

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)において、「自動車の非常信号用具の取付位置については、現在運転席から見える位置とされているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。」とされています。

これについての検討結果は、「規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)フォローアップ結果」にあるとおり、以下のとおりです。

「運転席から見えない位置に備えた場合でも、運転者がその取付場所を容易に認識できるよう自動車製作者等が措置することを前提に取付位置要件を緩和するとの結論を得た。」

2. 改正の概要

現行の基準では、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)第64条第1項第3号により、

使用に便利な場所に備えられたものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ 運転席又は運転席の乗降口において直接確認できない箇所(ドアポケット、グローブボックス等であって、他の物品の収納等により直接確認できなくなるおそれのある箇所を含む。)に備えられたもの

と規定されていますが、この要件を緩和し、非常信号用具を備えるべき位置を運転者席又は運転者の乗降口において直接確認できる箇所に示すラベルを貼付する場合、使用の便利な位置にあるドアポケット、グローブボックス等の中に備えておく場合についても、認めることとすることを検討しています。

3. スケジュール

平成17年夏頃までに公布することを検討しています。